

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】平成17年10月20日(2005.10.20)

【公開番号】特開2002-230797(P2002-230797A)

【公開日】平成14年8月16日(2002.8.16)

【出願番号】特願2001-20506(P2001-20506)

【国際特許分類第7版】

G 1 1 B 7/085

G 1 1 B 7/005

G 1 1 B 21/08

【F I】

G 1 1 B 7/085 G

G 1 1 B 7/005 C

G 1 1 B 21/08 F

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月29日(2005.6.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ディスク上のトラックにビームを照射し、該トラックから記録情報を検出する検出手段と、

前記ビームを移動させる移動手段と、

前記記録情報に基づいて検出した前記ビームの照射位置と目標位置とを比較し、前記ビームの照射位置が前記目標位置に到達すること、又は、前記ビームの照射位置が前記目標位置から特定範囲内に到達していることを所定回数検出することをサーチ完了判断条件として、前記移動手段を制御するサーチ動作制御手段と、

を有することを特徴とするディスク再生装置。

【請求項2】

前記判断条件の特定範囲が、前記目標位置からのアドレスで規定されることを特徴とする請求項1に記載のディスク再生装置。

【請求項3】

前記判断条件の特定範囲が、前記目標位置からのトラック数で規定されることを特徴とする請求項1に記載のディスク再生装置。

【請求項4】

前記判断条件の特定範囲が、前記トラックジャンプ先から特定のトラック数内にトラックジャンプを実行した回数で規定されていることを特徴とする請求項1記載のディスク再生装置。

【請求項5】

前記判断条件が、前記トラックジャンプ先から特定のトラック数の範囲内で、方向反転を所定回数検出することを特徴とする請求項1に記載のディスク再生装置。

【請求項6】

前記サーチ動作制御手段は、検出された前記ビームの照射位置が前記目標位置に対して前側又は後側のみにあることを検出することを前記判断条件とすることを特徴とする請求項2乃至5のいずれか一項に記載のディスク再生装置。

**【請求項 7】**

前記サーチ動作制御手段は、前記記録情報の種類に応じて、前記判断条件を可変にすることを特徴とする請求項2乃至5のいずれか一項に記載のディスク再生装置。

**【請求項 8】**

前記サーチ動作制御手段は、検出された前記ビームの照射位置が、前記判断条件における特定範囲外であることを所定回数検出したとき、サーチ動作を中止することを特徴とする請求項1に記載のディスク再生装置。

**【手続補正2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

**【課題を解決するための手段】**

そこで、以上のような課題を解決するため、本発明では、ディスク再生装置において、ディスク上のトラックにビームを照射し、該トラックから記録情報を検出する検出手段と、前記ビームを移動させる移動手段と、前記記録情報に基づいて検出した前記ビームの照射位置と目標位置とを比較し、前記ビームの照射位置が前記目標位置に到達すること、又は、前記ビームの照射位置が前記目標位置から特定範囲内に到達していることを所定回数検出することをサーチ完了判断条件として、前記移動手段を制御するサーチ動作制御手段とを備えた。

**【手続補正3】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

さらに、前記サーチ動作制御手段は、検出された前記ビームの照射位置が前記目標位置に対して前側又は後側のみにあることを検出することをサーチ完了判断条件とし、前記記録情報の種類に応じて、前記判断条件を可変できる。

また、本発明のディスク再生装置では、前記サーチ動作制御手段は、検出された前記ビームの照射位置が、前記判断条件における特定範囲外であることを所定回数検出したとき、サーチ動作を中止するようにした。